

「生きる！を支える」 ところと法律の相談会実施中

◆ アピールポイント	わが国では、自殺対策基本法により9月10日から16日までを自殺予防週間と定めています。これに合わせ、本市では自殺者数の多い9月から10月にかけて「ところと法律の相談会」を開催しています。 相談会では、ところの専門家(カウンセラー)と法律の専門家(弁護士)が、家庭問題や経済的な問題などにより心に悩みを抱えている方の相談に応じます。
◆ 今後の開催日時	平成30年9月19日(水) 平成30年10月3日(水)、10日(水) 17日(水) ※各日とも①18時30分～ ②19時30分～ ※1時間
◆ 対象者	静岡市内に在住または通勤・通学している方
◆ 内容など	<p>【目的】本市の自殺者は、40～60歳代の中高年の働き盛りの方が半数を占める状況が続いており、自殺の要因は健康問題(うつ病などの精神疾患を含む)や勤務問題、家庭問題、経済的な問題など様々です。</p> <p>そのため、勤労者の方を主な対象として、平日の夕方の時間帯に相談会を開催し、ところのケアと法律的な支援の両面から悩みを抱えている方の相談に応じます。</p> <p>【概要】ところの専門家(カウンセラー)と法律の専門家(法テラス静岡から派遣された弁護士)が二人一組となって相談者からの相談に応じます。</p> <p>○会場： JR静岡駅ビル パルシェ7階 A・B会議室 ○相談料： 無料 ○定員： 各日4名 ※先着順 ○申込方法： 下記申込先に、電話で事前予約(空きがあれば当日受付可)</p>
◆ 申し込み先	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中部支部静岡事務所 電話：054-254-5151 (平日：9時～18時)

 別紙資料 有 ・ 無


いきるん

【問合せ】 精神保健福祉課 企画係

電話 054-249-3179

ぜひ取材をお願いします。